

鎌倉市農業委員会 令和 4 年度 第 3 回総会 次第	
日 時	令和 4 年 (2022 年) 6 月 27 日 (月) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 10 番 飯田正実、11 番 平井保男、12 番 郷原均、 13 番 三橋義昭、 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・飯田事務局長補佐・小田主事・才藤主事
欠席委員	10 番 飯田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。10 番 飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、3 番 石澤委員、4 番 市川委員 をお願いします。 次回の現況証明委員については、5 番 小泉委員、6 番 柏木 委員をお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程 第 1、報告 第 7 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 8 号の 規定による 農地 転用 届出の 受理の 決定に 関する 専決処分の 報告について、2 件、報告いたします。事務局から報 告を お願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 1、報告第 7 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について、5 月 11 日から 6 月 10 日までに受理し、処理した案件 について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 3 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 4 年 6 月 3 日に専用住宅へ転用のため、令和 4 年 5 月 27 日に専決処分いたしました。 続きまして 1 ページの番号 2 と、3 ページの整理番号 2 の案内図 をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載の とおりです。

	本件は、令和4年6月21日に共同住宅へ転用のため、令和4年6月13日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	それでは、日程第2、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、5月11日から6月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料4～5ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年6月30日に道路へ転用のため、令和4年6月13日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
2番(浜野委員)	議長。2番。すでに道路になっていますが、事後報告なのですか。
事務局(飯田補佐)	議長。現状道路ですので、それに合わせた届出がなされたものと認識しています。
2番(浜野委員)	議長。譲受人は平塚の方だが、この土地の近くにどこか所有地があるのですか。
事務局(小田主事)	議長。近くに所有地があるかどうかは、この届出に関して関係のない事象なので、確認は取れていませんが、以前から公共に供する道としての課税評価がされているので、そのまま道路として使われていた部分で、恐らく一体として何か売買をされたのではないかと思います。
2番(浜野委員)	議長。わかりました。

議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に 移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第6号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第3、議案第6号、非農地証明について、ご説明します。 送付資料の6ページの議案第6号議案書、及び7、8ページの参考資料①、②をご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」による非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。同指針の抜粋を参考資料②としてお配りしておりますので、ご参考ください。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、資料に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年などの土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の6項目に該当するかを確認します。 【要件6項目】 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ④ 当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。 ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。 ⑥ 転用後10年以上経過していること。 これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。 続いて、本議案についてご説明いたします。 本議案の申請者及び申請地は、事前に送付した、議案資料及び参考資料のとおりで、当該地は市街化区域内であり、現況は山林となっています。 そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、⑨に該当します。 次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

	①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。 ②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますので、対象地は周辺に農地がないため、該当しません。 ③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についても同じく周辺に農地がないため、支障はありません。 ④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地全体が山林化しているため、筆の一部ではありません。 ⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、山林であるため、今後も追及の見込みはありません。 ⑥「転用後10年以上経過していること。」については、資産税課に確認したところ過去10年間の課税地目が宅地介在山林となっており、また、昭和44年当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が山林となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。 よって非農地の要件6項目をすべて満たし、山林であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
4番(市川委員)	議長。4番。6月22日(水)午後3時30分より、平井会長、現況証明委員の石澤委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、山林となっており、農地等に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)

議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 6 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 6 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 4、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 4、議案第 7 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 9 ページの議案書、それから本日差し替え資料としてお手元にお配りしました 10 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■が耕作している土地です。 農業公社から■■■■への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。 賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 17,400 円となっています。■■■■の農作業従事日数は年 300 日、鎌倉市内で約 3,608 m²を耕作しており、世帯員含め 3 名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
4 番(市川委員)	議長。4 番。6 月 22 日(水)午後 3 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の石澤委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の耕作状況を確認したところ、作付けは行われていませんでしたが、耕うんされ、秋野菜の作付けに向けた準備が行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。

議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第7号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第7号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第5、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 11 ページの議案書、それから本日差し替え資料としてお手元にお配りしました 12 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■が耕作している土地です。 農業公社から■■■■への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。 賃借料については、1平方メートル当り 24 円で、年間 20,400 円となっています。■■■■の農作業従事日数は年 280 日、鎌倉市内で約 7,449 m²を耕作しており、世帯員含め 2 名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石澤委員から補足説明をお願いします。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。6 月 22 日(水)午後 3 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の市川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である■■■■の現在の耕作状況を確認したところ、サトイモ、落花生、オクラなどの作付けが行われていました。

	今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は 無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 8 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 8 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第 9 号、農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、退席者がございます。 このため、暫時休憩いたします。
	(委員 退席)
議長(平井会長)	会議を再開いたします。事務局より説明いたします。事務局お願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 6、議案第 9 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 13 ページの議案書、それから本日差し替え資料としてお手元にお配りしました 14 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から借受人である に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、 が耕作している土地です。 期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 5 年間、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当り 24 円で、年間 14,800 円となっています。 の農作業従事日数は年 300 日、鎌倉市内で約 9,107 ㎡を耕作しており、世帯員含め 3 名で営農しているとのこと。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。

議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
4 番(市川委員)	議長。4 番。6 月 22 日(水) 午後 3 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の石澤委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である■■■■の現在の耕作状況を確認したところ、インゲン、ピーマンなどの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 9 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 9 号は承認されました。
議長(平井会長)	議事の都合により、暫時休憩いたします。
	(■■■■委員着席)
議長(平井会長)	それでは会議を再開いたします。
議長(平井会長)	次に、日程 第 7、その他、諸般の報告について、2 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 7、その他、諸般の報告について、2 件、着席して、ご報告いたします。 諸般の報告 1、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 6 月 7 日(火) に手広の圃場にて、試作しているタマネギの収穫、草刈り等の実践活動と、その収穫物を持つての地権者への農地の現在の回復状況の説明を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 7 月 8 日(金) に、第 4 回目の実践活動を行う予定です。Bグループの皆様(平井会長、小泉委員、岡崎委員、小川委員)は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。当日は手広の圃場に午後 1 時 30 分現地集合で、2 時 30 分頃までの 1 時間程度の作業としたいと思います。当日は、圃場の草刈りを行う予定です。 当日が雨天の場合は、12 日(火) に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代替わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 最後に、諸般の報告 2、7 月総会等の日程について、報告いた

	します。 次回は、7月25日（月）午後3時30分から、鎌倉市役所本庁舎4階、402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
5番（小泉委員）	議長。5番。7月8日の実践活動ですが、まだ暑いので、時間をずらせませんか。
事務局（小田主事）	議長。Bグループの皆様のご都合がよろしければ、午前10時から11時でよろしくお願いいたします。
議長（平井会長）	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和4年度第3回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	
平井 保男	
議事録署名委員 3番	
石 澤 一 英	
議事録署名委員 4番	
市川 幸子	